

セルフプランにより障がい福祉サービスを利用しておられる方へ (計画相談支援利用のお知らせ)

現在、あなたは障がい福祉サービスを利用されていますが、令和 年 月 日に、65歳の誕生日を迎えられます。

65歳になった方(実際には誕生日の前日から)は介護保険の対象となり、法律上、障がい福祉サービスより介護保険サービスを優先してお使いいただくこととなっております。

介護保険の要介護認定の申請は、誕生日の60日前からですが、それよりも早い段階で 予め 障がいの計画相談支援をご利用いただくことで、介護保険移行時のご不安・ご負担の軽減につながりますので、お早めにお住まいの区の保健福祉センター保健福祉課(障がい福祉)へご相談ください。

『計画相談支援』は、あなたが障がい福祉サービスを利用する際に必要となる

計画案を作成し、あなたにとってその計画が適切かを定期的に確認します。

介護保険の利用前に、計画相談支援を利用するメリット

- ◎ 介護保険を利用する際の不安や困りごとの相談にのってもらえます。
- ◎ 介護保険だけでは支給量が足りない場合は、障がい福祉サービスを継続して使うことについて、相談にのってもらえます。
- ◎ あなたのサービス利用の意向や、障がい状況に合った利用計画を作成でき、介護保険を利用する際も、これまで通りの生活を続けられるよう、ケアマネジャーとケアプランを調整してもらえます。
- ◎ 介護保険を利用する際は、利用者負担の軽減制度を利用することができる場合もありますが、そうした相談や手続きにも協力してもらえます。

計画相談支援の利用を希望される場合、まずは、お住まいの区の保健福祉センター保健福祉

課までご相談ください。なお、本状と行き違いでご相談がお済みでしたらご容赦ください。